

登別市高齢者等介護用品給付事業実施要綱

(目的)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の38第2項第3号の規定に基づき実施する登別市高齢者等介護用品給付事業は、在宅生活をしている要介護状態にある高齢者に対し、介護用品の購入に要する経費を給付することにより、身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るとともに、要介護状態にある高齢者の在宅生活の継続及び質の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、登別市とする。

(給付対象者)

第3条 事業の給付対象者は、市内に居住する市民税非課税世帯に属する市民（住民基本台帳に登録されている者）であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) おおむね65歳以上で在宅生活をしている者であって、介護認定審査会において、要介護4又は要介護5と判定されたもの
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めるもの

(給付対象介護用品及び給付額)

第4条 給付の対象となる介護用品及び給付額は、次のとおりとする。

- (1) 介護用品 紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭タオル、ドライシャンプー等
- (2) 給付額 給付対象者1人当たり年額75,000円（月額6,250円）を上限とする。

(給付の申請)

第5条 給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者等介護用品給付申請書（別記様式第1号）により、登別市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、1回につき3月分までとする。ただし、申請は、要介護認定の有効期間満了の日の属する月の分までしかできないものとする。

(給付の要否判定)

第6条 福祉事務所長は、前条の規定による申請を受けたときは、給付対象者の身体的状況、その世帯の状況を調査し、給付の要否を決定するものとする。

- 2 福祉事務所長は、前項の規定による調査に基づき、高齢者等介護用品給付台帳（別記様式第2号）を作成し、給付を要すると決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）に対しては高齢者等介護用品給付決定通知書（別記様式第3号。以下「給付決定通知書」という。）により通知し、給付を要しないと決定した者に対しては高齢者等介護用品給付却下決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(給付の開始)

第7条 福祉事務所長は、前条の規定により給付決定者に対し、高齢者等介護用品給付券（別記様式第5号。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

2 前項の給付券の有効期限の始期は、給付の決定を受けた日の属する月の初日とする。

（給付の実施）

第8条 給付決定者は、介護用品等の販売を業とする者（以下「業者」という。）に給付券を提出して、介護用品の給付を受けるものとする。

2 業者は、給付決定者に介護用品等を納品したときは、市に対し給付券を添付した請求書により、給付に要した費用を請求するものとする。

（届出の義務）

第9条 給付決定者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨をすみやかに福祉事務所長に届出なければならない。

（1）その者の属する世帯が市民税非課税世帯でなくなったとき。

（2）第3条各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

（給付の取消し）

第10条 福祉事務所長は、給付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該決定を取り消す決定を行い、高齢者等介護用品給付決定取消通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。この場合において、給付券により介護用品の給付を受けているときは、福祉事務所長はその負担した費用の全部又は一部について返還の措置を講ずるものとする。

（1）前条に規定する届出を怠ったとき。

（2）不正又は虚偽の申請により給付決定通知書を受け、又は給付券の交付を受けたとき。

（3）その他福祉事務所長が給付することを適当でないと認めたとき。

（譲渡等の禁止）

第11条 給付決定者は、給付を受けた介護用品等について、給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は福祉事務所長が別に定める。

附 則（平成19年告示第90号）

この告示は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成24年告示第62号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年告示第62号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

高齢者等介護用品給付申請書

年 月 日

登別市福祉事務所長 様

申請者 住所
氏名
電話 印

次のとおり、介護用品（ 月～ 月分）の給付を申請します。

| | | | | | |
|----------------|------|---|--------|---------------------------------------|-----------|
| 給付対象者 | 氏名 | | | 生年月日 | 年 月 日生（歳） |
| | 住所 | | | | |
| | 要介護度 | 4・5 | 介護認定期間 | 年 月 日～ 年 月 日 | |
| 世帯の状況 | 氏名 | 給付対象者との続柄 | 生年月日 | 職業 | 備考 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 現在の介護の状況 | 入浴 | 1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴清拭ともしていない 4 自分でできる | 排泄 | 1 他人の介助を必要 2 便器（携帯用）使用 3 自分でできる | |
| 給付を受けたい介護用品の名称 | | | | | |
| 備考 | | | | | |

なお、申請に当たり私の介護保険情報及び世帯員の市民税課税状況を調査することに同意します。

氏名 印

※ 見積書を添付してください。

別記様式第3号（第6条関係）

高齢者等介護用品給付決定通知書

年 月 日

様

登別市福祉事務所長 印

先に申請のありました高齢者等介護用品の給付につきまして、次のとおり決定しましたので通知します。

| | | | |
|---------|---|---------|-------|
| 給付番号 | 第 号 | 給付決定年月日 | 年 月 日 |
| 給付対象者氏名 | | 給付対象者住所 | |
| 介護用品名 | | | |
| 注意事項 | 1 給付された用品等を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したりしてはいけません。 2 1に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。 | | |

別記様式第4号（第6条関係）

高齢者等介護用品給付却下決定通知書

年 月 日

様

登別市福祉事務所長 印

年 月 日申請のありました介護用品の給付について、次の理由により却下したので通知します。

記

却下の理由

教 示

審査請求及び取消訴訟

この決定について不服のある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対し審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に登別市を被告として（訴訟において登別市を代表する者は登別市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- （1）審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問合せ先 登別市

住所 登別市中央町6丁目11番地

電話

別記様式第5号（第7条関係）

| 高齢者等介護用品給付券 | | | |
|---|-------|-------------------------|-----------|
| 給付番号 | 第 号 | 給付券発行年月日 | 年 月 日 |
| 給付対象者氏名 | | 生 年 月 日 | 年 月 日 歳 |
| 給付対象者住所 | | | |
| 介護者氏名 | | | 給付対象者との続柄 |
| 介護用品名 | 価 格 | 給付を受ける者又は 介護者が支払うべき額 | 給 付 額 |
| | 円 | 円 | 円 |
| 納入業者名 | | 納入業者 の 住 所 | |
| この券の有効期限 | 年 月 日 | | |
| <p>上記のとおり決定する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">登別市福祉事務所長 印</p> | | | |
| 給付対象者 氏名受領印 | 印 | | |
| <p>その他 特記事項</p> | | | |

別記様式第6号（第10条関係）

高齢者等介護用品給付決定取消通知書

年 月 日

様

登別市福祉事務所長 印

年 月 日申請のありました介護用品の給付について、次の理由により取り消したので通知します。

記

取消しの理由

教 示

審査請求及び取消訴訟

この決定について不服のある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対し審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に登別市を被告として（訴訟において登別市を代表する者は登別市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- （1） 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問合せ先 登別市

住所 登別市中央町6丁目11番地

電話